

令和7年関川村議会6月（第4回）定例会議会議録（第2号）

○議事日程

令和7年6月20日（金曜日） 午後3時 開会

- 第 1 報告第9号 せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況報告について
- 第 2 陳情第1号 「夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める陳情
- 第 3 陳情第2号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める陳情書
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 報告第9号 せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況報告について
- 第 2 陳情第1号 「夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める陳情
- 第 3 陳情第2号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める陳情書
- 追加日程第1 発委案第5号 夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 発委案第6号 30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について
-

○出席議員（10名）

| | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 小 澤 仁 君 | 2番 | 加 藤 つや子 君 |
| 3番 | 川 崎 哲 也 君 | 4番 | 近 敬 志 君 |
| 5番 | 近 壽 太 郎 君 | 6番 | 加 藤 和 泰 君 |
| 7番 | 高 橋 正 之 君 | 8番 | 菅 原 修 君 |
| 9番 | 平 田 広 君 | 10番 | 鈴 木 紀 夫 君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

| | |
|-------|-------------|
| 村 長 | 加 藤 弘 君 |
| 教 育 長 | 津 野 庄 一 郎 君 |

| | | |
|---------|-----|-------|
| 政 策 監 | 野 本 | 誠 君 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 | 浩 一 君 |
| 脱炭素推進室長 | 大 島 | 祐 治 君 |

○事務局職員出席者

| | | |
|---------|-----|-------|
| 事 務 局 長 | 河 内 | 信 幸 |
| 議会事務局主幹 | 小 池 | 由 美 子 |

午後3時00分 開 会

○議長（小澤 仁君） ただいまの出席議員は10名全員です。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

日程第1、報告第9号 せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況報告について

○議長（小澤 仁君） 日程第1、報告第9号 せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第9号は、せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況の報告についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、資本金などの2分の1以上を出資している財団法人や株式会社などは、その経営状況を議会に報告することとなっております。6月6日に、第2期株主総会が開催され承認をされました。その関係書類が村長宛てに提出されましたので、その関係書類をもって報告にするものでございます。詳細は、脱炭素推進室長に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） それでは、せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況の報告をさせていただきたいと思えます。

決算報告書をご覧いただきたいと思えます。

第1期から第2期の変更点についてでございます。

第1期の決算のときには、固定資産の計上については圧縮損という計上をさせていただいておりましたが、第2期から固定資産の圧縮を積立金方式として計上をさせていただいたところですが、これによって、固定資産額が第1期に比べ大幅に増加している状況になりました。

それでは、貸借対照表から説明をさせていただきます。

貸借対照表の一番上、流動資産でございます。

せきかわふるさとエネルギーは、2つの金融機関に口座を開設しておりまして、その残高がそれぞれ記載をされております。流動資産については、合計で3,329万880円となっております。ここに記載されております未収消費税等となっておりますのは、消費税の還付を受ける金額となっておりますので、戻ってくるお金になります。

次に、固定資産です。

有形固定資産としては、1億4,916万7,464円でございます。資産の合計については、1億8,245万

8,344円という状況でございました。

次に、負債の部でございます。

流動負債でございますが、総額で6,012万4,538円でございます。流動負債の5,974万7,000円は、金融機関からの借入分となります。

ただ、通常、金融機関からの借入金だと、最初から長期借入金という格好になるのかもしれませんが、昨年12月から借入れが開始されて、建中期間中のローンということで、現状は流動負債に計上をさせていただいております。

次に、預り金となっております30万6,300円、こちらについては今回の資金、融資を受ける際の弁護士の費用、こちらの所得税納付分ということで、実際には令和7年4月に既に処理してある金額となっております。

次に、固定負債です。

固定負債については、長期借入金600万円でございます。この金額は、令和5年度関川村から借入れた分ということで計上されております。資本金の額は1,000万円に変更はございません。

次に、利益剰余金でございます。

前段でお話をさせていただきました固定資産圧縮積立金として1億1,831万9,824円、繰越利益剰余金がマイナスの1,198万6,018円ということで、計算をさせていただきますと、負債・純資産の合計が1億8,245万8,344円というふうになってございます。繰越利益剰余金の計算につきましては、後ろにつけさせていただいております株主資本等変動計算書をもって代えさせていただきます。

次に、損益計算書です。

令和5年に設置をさせていただきましたコラッシュェ、それから脱炭素推進センター、こちらの電力供給による売上げが、ほぼ全てでございます。系統連系の協議の関係で、コラッシュェについては6月から発電が開始されました。コラッシュェは受電設備がゆ〜むと同じ場所ということで、ゆ〜むの方にも電気が行っているというような格好になっております。ゆ〜む、コラッシュェで使われる電力は発電量を上回るということで、発電した全量が供給されているという状況です。

昨年6月から今年3月まで、こちらで約3万1,000キロワットアワーの電力供給を実施しております。コラッシュェ同様、系統連系の理由で脱炭素推進センター、こちらは8月からPPAを開始させていただきました。

脱炭素推進センターは、発電した電力を施設内で全て消費できないということで、余剰分をツナガルでんきに売電をさせていただいております。この逆流で電気を流す場合、協議時間がちょっと違っていて、2か月ほど差が生じてしまいましたが、8月から売電を開始できたという状況でございます。

次に、販売費及び一般管理費の方でございます。

法定福利費は、労働保険費用でございます。業務委託料については出向で社員、おいでいただい

ておりますので、そちらの費用を計上してございます。減価償却費84万9,000円、支払手数料は借入れを行った際の銀行への手数料、それからもちろん振込を行ったときの手数料もここに入っておりますが、弁護士への手数料も全て含んで支払手数料710万5,050円というふうに計上させていただいております。

営業損失といたしましては、1,076万円ほどのマイナスというふうになっております。営業外収益、営業外費用を計算させていただいた経常損失については、1,088万7,150円のマイナスというふうになっております。

特別利益については、国庫補助金として今回全てを国庫補助金の枠の中で計算をさせていただきました。1億1,847万2,000円でございますが、こちらの方は国庫補助金9,832万3,000円と村から補助もらった分の2,014万9,000円を合算した数字がこの数字となっております。

特別損失といたしましては、昨年度創立費としてそのまま資産を残しておりました98万3,000円、創立費用を今年度償却したという格好になっております。当期純利益につきましては、1億653万1,850円という形になってございます。

その次のページでございます。

販売費及び一般管理費の明細書でございます。こちらについては、先ほど説明させていただいた内容の再掲でございます。

また、その次のページに先ほどお話をさせていただきましたが、株主資本等変動計算書という形で計算書の方をつけさせていただいております。この株主資本等変動計算書の中では出てまいりませんが、昨年度、資本金1,000万円の出資者が替わったということで議会の皆さんにも議決をいただいたところでございますが、当初、アドバンテックという会社から490万円もらっていましたが、年度途中で村が全て引き取って、その後、株式会社エコロミ、株式会社アドバンス、株式会社イー・トラストの3社にその490万円を出資いただいているという状況でございます。残高としては、変更ございません。

次に、個別注記表でございます。

個別注記表につきましては、添付はさせていただきましたが、特に記載事項はございません。

以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 4番、近です。

売上高に関してなんですけれども、先ほどの説明でコラッシュ、ゆ〜むのところで、売電はせずに全て電力を使っていると。年間、3月までで3万1,000kwh使っているということなんですけれども、年間の電力使用量に対して、どれぐらいの割合で補われているか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） コラッシュエというか、このコラッシュエだけではなくて、道の駅全体という格好での話になります。ちょっと個別のメーターをつけてはいるんですが、全体一括受電で道の駅は運営されておりますので、そちらの数字をお答えさせていただきます。昨年6月から今年3月まで、62万2,189kwhの電力使用がございました。その中の約3万1,000ほどがP P Aで賄われたという格好になります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第2、陳情第1号 「夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める陳情

日程第3、陳情第2号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める陳情書

○議長（小澤 仁君） 日程第2、陳情第1号 「夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める陳情及び日程第3、陳情第2号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める陳情書を一括議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、加藤和泰さん。

○総務厚生常任委員長（加藤和泰君）

陳情審査報告書

本委員会に付託されました陳情について、審査の結果、下記のとおり結論を得ましたので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

記

1. 審査月日 6月12日

2. 出席者 委員長、委員全員、議会事務局長

3. 付託件名 ・陳情第1号 「夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める陳情

・陳情第2号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教

育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める」に係る意見書の採択を
求める陳情書

4. 審査結果
- ・ 陳情第 1 号は、願意は妥当であると認め、採択すべきものと決定しました。
 - ・ 陳情第 2 号は、願意は妥当であると認め、採択すべきものと決定しました。

5. 委員会の意見

・ 陳情第 1 号

この度の国会において、衆議院で28年ぶりに審議入りした選択的夫婦別姓の導入法案は、継続審議とすることで与野党が合意したところです。

仮に、夫婦や兄弟が別々の姓を名乗ることになれば、社会的基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的混乱を招く恐れがあります。

一方、旧姓の通称使用については、従来どおり同姓を名乗るのがよいの考え方が53.7%との内閣府による世論調査の結果が発表されています。

これらのことを踏まえ、本陳情の願意は妥当であり、全会一致で採択すべきものとの結論を得ました。

・ 陳情第 2 号

陳情書の内容は、学校の働き方改革、長時間労働是正のための教職員定数改善の推進、中学校での35人以下学級の早期実現及び編制標準の引下げによる30人以下学級の実現、国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用のために加配の削減を行わないこと。

また、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 に復元すること。さらに教職員の処遇改善に必要な財源措置を講ずることなどを要請するものです。

これらのことを踏まえ、本陳情の願意は妥当であり、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以 上

令和 7 年 6 月 2 0 日

関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 加 藤 和 泰

関川村議会議長 小 澤 仁 様

○議長（小澤 仁君） 委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、陳情第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

この陳情を採択するというような決定でしたけれども、これ反対意見というのはなかったでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。加藤委員長。

○総務厚生常任委員長（加藤和泰君） 反対意見は特になく、今国会でも議論されている選択的夫婦別姓を取らなくても、陳情の内容にある通称使用を導入していくことによって、いろいろ解決できることもあるのではないかと等々の意見はありましたが、特段反対という意見はございませんでした。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

次に、陳情第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第1号について討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより陳情第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

次に、陳情第2号について討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより陳情第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。
しばらく休憩します。

午後3時18分 休 憩

午後3時19分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、発委案第5号 夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書の提出について

追加日程第2、発委案第6号 30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について

○議長（小澤 仁君） 追加日程第1、発委案第5号 夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書の提出について及び追加日程第2、発委案第6号 30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出についてを一括議題とします。提案書の趣旨説明を求めます。

総務厚生常任委員長。加藤和泰さん。

○総務厚生常任委員長（加藤和泰君）

発委案第5号

夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書の提出について
地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。
令和7年6月20日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 加 藤 和 泰

関川村議会議長 小 澤 仁 様

夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書
全文の朗読は省かせていただきます。

私どもは、夫婦・親子同氏制度を維持し、第5次男女共同参画基本計画に定められたように、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないような運用を進め、引き続き旧姓の通称使用の拡大や、その周知に取り組むなどの施策を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月20日

新潟県岩船郡関川村議会議長 小澤 仁

(意見書の提出先)

衆議院議長 額賀 福志郎 様
参議院議長 関口 昌一 様
内閣総理大臣 石破 茂 様
法務大臣 鈴木 馨祐 様
女性活躍担当大臣 三原 じゅん子 様

発委案第6号

30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和7年6月20日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 加藤 和 泰

関川村議会議長 小澤 仁 様

30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・

義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書

本文の朗読は省略させていただきます。

記

- 1 学級編制標準の引下げを検討し、30人以下とすること。
- 2 学校の働き方改革・教職員の長時間労働是正を実現するため、教員の増員や少数職種の増員・配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4 新規採用を持続的に確保すること。また、教職員が専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、処遇改善に必要な財政措置を講じること。
- 5 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月20日

(意見文提出先)

衆議院議長 額賀 福志郎 様
参議院議長 関口 昌一 様
内閣総理大臣 石破 茂 様
財務大臣 加藤 勝信 様
文部科学大臣 阿部 俊子 様
総務大臣 村上 誠一郎 様

○議長(小澤 仁君) これより提案者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

初めに、発委案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより発委案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。したがって、発委案第5号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

次に、発委案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより発委案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。したがって、発委案第6号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

○議長(小澤 仁君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後 3 時 2 6 分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

令和7年6月20日

関川村議会議長

議 員

議 員